

ビキニ核被災国家賠償請求訴訟の原告団のみなさまへ

2018年7月2日

## ビキニ核被災国家賠償請求裁判の判決に向けて(連絡)

今年の梅雨も終わりかけて、いよいよ夏本番を迎えます。皆さま、いかがお過ごしでしょうか。

さて、いよいよ7月20日(金)午後1時30分より、高知地方裁判所第205法廷で、ビキニ核被災国家賠償請求訴訟に対しての判決が下されます。判決の内容については、梶原守光弁護士も予測が困難であると述べられています。

つきましては、高知地方裁判所での判決に向けまして、多くの原告団の方に法廷に出席して戴きたく、ご連絡申し上げます。判決の結果に対して、どちらの結果が出ようとも、今後の取り組みにつきまして原告の方々の意思統一の場にもなるかと思えます。

また当日裁判終了後に、高知共済会館へ移動して、報告集会と記者会見を行います。

当日は、暑さを心配されます。体調がすぐれない場合は無理をなさらないでください。体調などがよろしければ、ぜひとも法廷に足を運んでいただきますよう、ご検討ください。

遺族の方は、遺影を胸に抱いて、法廷に入って戴きたく、当日ご持参いただきますようお願い申し上げます。

当日参加できるという方は、事前に下記の者に連絡を戴ければ幸いです。

また当日は、お昼を済ませてご参加ください。

当日まで、あと少し時間があります。日に日に暑くなって参りますので、ご自愛ください。

### 連絡先

山下正寿 090-4973-2192

濱田郁夫 080-5442-4588

岡村啓佐 080-3167-8924

橋元陽一 090-8694-1736

太平洋核被災支援センター  
副共同代表 橋元陽一